

## 平成28年7月定例農業委員会議事録

(開会 7月25日(月)午前9時)

(欠席委員) 光岡靖夫委員

(事務局出席者) 廣戸事務局長、山田事務局次長、久野主幹、  
鈴木主任主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから7月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、18名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、12番の鈴木文生委員、14番の木戸伸行委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第16号について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：番号1は第3種農地、番号2は第2種農地に該当》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 明知下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

深谷委員：この件に関しては、農振除外にて審議を頂きましたが、それ以後に各土地改良区関係者や地元住民を集めて説明会を行いました。みよし土地改良区工区長や愛知用水土地改良区工区長については条件を守るという条件つきで許可しました。また住民については、事業が運送業であるため、被害が発生した場合はすぐに是正するという条件で、各住民が了承しました。一番心配されたのは、農地への被害よりも近隣が住宅地ということもあり、排気ガスなどの公害問題などについてであり、その辺りについて条件を付けておりました。今回の件については、地元の企業でありますので、区としても意見を述べ、何か起こった場合は責任を持って対処するという話となりました。問題ないと思っておりますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号2 東山の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

高橋委員：申請地ですが、三好池の近くに位置します。申請地は、道を進んだ一番奥に位置しますが、現在は耕作されており、綺麗な状態でした。土地所有者の孫が、現在市内のアパートにて生活しており、地元で戸建て住宅を建築したいということでの申請となります。北側には住宅地が7軒ほどあり、汚水の配管が入っていましたし、特段問題はなかったと思います。区長と一緒に土地所有者のお話も伺い、問題ないと思いますので、審議の程、よろしくお願い致します。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第16号 全員賛成2件》

議長：つづきまして、議案第17号について、事務局から説明を求めます。

**【議案第17号 農用地利用集積計画の決定について】**

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。どうぞ。

近藤(雅)委員：6ページの利用権の設定を受ける農家についてですが、作物がネギと記入されていますが、毎年ネギばかり作られているのですか。

事務局：耕作者ですが、ネギを主として出荷をされています。

議長：その他に、意見のある方は挙手をお願いします。

鈴木(文)委員：12ページについてですが、今回設定する農地が15,000㎡ある中で、地目が田となっている農地があります。この農家は畑を作ると思うのですが

いかがですか。

事務局：今回設定する農地は、全て同一所有者の農地ですが、いずれも耕作放棄地のような状況であり、昨年の利用状況調査でも耕作放棄地と判定をしておりました。今回の耕作者は菜花を主に耕作をされており、今回は再生事業を行いつつ、作物を試しながら耕作したいと伺っております。

議長：その他に、意見のある方は挙手をお願いします。

岡本(清)委員：同じく12ページ件ですが、横根の農地については、新規設定だと思われませんが、黒山の農地については、以前から耕作されていたと思われるのですが、いかがですか。

事務局：今回、正規の利用権設定の手続が新たに出てきたという状況でございます。

近藤(雅)委員：11ページの農家についてですが、経営面積が8,609㎡とあり、今回利用権を設定する面積が9,879㎡の全てが再設定と記載があるため、経営面積は9,879㎡が正しいと思うのですが、いかがですか。

事務局：利用権設定をする農地の内、農業用施設として利用されているため現況地目が宅地のものがあり、こちらが経営面積から漏れておりました。正しい経営面積は9,879㎡ですので、修正をお願いします。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等もないようですので、利用権設定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

〈採決結果：議案第17号、全員賛成〉

[報告事項]

- 1 平成28年6月分農地転用届出の受理状況について
- 2 農地改良届出について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、意見等のある方は挙手をお願いします。

近藤委員：農地改良届について、今回の田畑転換の申請では、最終的には事業完了届の受理を7月13日にされていますが、法務局で登記地目の変更をした後に受けつけているのか、それとも現況により判断されるのかどちらですか。他市町村へ行くと農地改良届は法務局の登記簿によって地目が変わったことまで求めています。本市ではどのように取り扱っていますか。

事務局：現状の農地改良届については、事前に地区の農業委員と土地改良区工区長、工事施行者、事務局にて現地で立ち会い、工事内容の確認をしております。

後適切に工事がされているかについて、完了の届出を提出いただくようお願いしております。しかし、地目変更がされたかについては確認しておりません。登記地目については、必要があれば直してくださいという不動産登記法に従って届け出者をお願いしているのが現状です。他市町村では、近隣で把握している限りでは、刈谷市が農地改良届出後に登記地目の変更を求めており、県内でも同様に地目変更まで求める自治体もごさいますが、現状のみよし市の場合は、そこまでの作業を行っておりません。今後は、ほかの補助金給付等に影響がある場合がございますので、検討していく必要があると認識しております。

議長：その他に意見等のある方は挙手をお願いします。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これを持ちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 農業委員会業務必携について
- 2 平成28年度農業委員会委員・職員等研修会について
- 3 農家台帳申告書の発送について
- 4 農地利用状況調査について

事務局：何かご質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

事務局：以上を持ちまして、7月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午前9時40分)